



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年9月3日（金） 第9932号

目次

ページ

告 示

○知事指定薬物の指定の失効（薬務課）	2
○保安林予定森林（森林保全課）	2
○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課）	3
○道路の区域変更（道路管理課）	3
○同	4
○同	4

公 告

○令和3年度後期技能検定の実施（労働政策課）	5
○令和3年度砂利採取業務主任者試験の実施（砂防課）	7
○建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取（建築課）	8
○開発工事の完了（同）	8

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第234号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年9月3日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) エチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3－メチルブタノアート（通称名5F－EMB－PICA、EMB－2201）及びその塩類
- (2) 2－（メチルアミノ）－1－（チオフェン－2－イル）プロパン－1－オン（通称名2－Thiothione、βk－MPA）及びその塩類
- (3) 2－シクロヘキシル－1－フェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン（通称名α－PCYP）及びその塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

## 3 指定が効力を失う日

令和3年9月4日

## 4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

## ◎群馬県告示第235号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和3年9月3日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 保安林予定森林の所在場所 藤岡市三波川字下三波川甲363の1、甲363の2、363の乙、365、366、多野郡神流町大字平原字井戸頭1214、甲1217

## 2 指定の目的 土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課並びに藤岡市役所及び神流町役

場に備え置いて縦覧に供する。

### ◎群馬県告示第236号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和3年9月3日

群馬県知事 山本 一太

- 1 定期検査を行う区域 藤岡市及び多野郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
令和3年10月19日	午前10時～午後3時	上野村役場
令和3年10月20日	午前10時～正午	神流町コイコイアイランド会館
	午後1時30分～午後3時30分	神流町中里合同庁舎
令和3年10月22日	午前10時～正午	藤岡市多野藤岡広域市町村圏振興整備組合
	午後1時～午後3時	藤岡市小野公民館
令和3年10月25日	午前10時～午後3時	藤岡市中大塚公会堂
令和3年10月26日	午前10時～午後3時	藤岡市鬼石総合支所
令和3年10月29日	午前10時～午後3時	藤岡市美九里公民館
令和3年11月1日	午前10時～午前11時30分	藤岡市日野公民館
	午後1時～午後3時	藤岡市平井公民館
令和3年11月4日	午前10時～午後3時	藤岡市役所車庫棟
令和3年11月5日	午前10時～午後3時	藤岡市藤岡公民館
令和3年11月8日	午前10時～午後3時	藤岡市藤岡公民館

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

### ◎群馬県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	406号	吾妻郡長野原町大字長野原字町250番の1地先から同郡同町大字同字尾坂1263番の6地先まで	前	13.3～27.8	443.4
			後	11.6～74.5	554.5

◎群馬県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	292号	吾妻郡長野原町大字長野原字町228番の2地先から同郡同町大字同字東貝瀬883番の1地先まで	前	7.0～11.5	134.8
			後	9.2～84.3	947.8

◎群馬県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	川原畑大戸線	吾妻郡長野原町大字川原湯字下打越477番の2地先から同郡同町大字同字金花山558番の9地先まで	前		
			後	11.3～50.2	1759.8

■ 公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和3年度後期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

令和3年9月3日

群馬県知事 山本 一 太

1 実施職種

- (1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造
- (2) 1級及び2級 鍛造（プレス型鍛造に係るものに限る。）、金型製作（プレス金型製作に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板設計に係るものに限る。）、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、プラスチック成形（射出成形の実技試験に係るものに限る。）、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、樹脂接着剤注入施工、ガラス施工、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、金属材料試験及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。)
- (3) 3級 機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て及びシーケンス制御に係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。）、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）及び電気製図

(4) 単一等級 電子回路接続及びバルコニー施工

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 令和3年12月3日（金）から令和4年2月13日（日）までの間において、群馬県職業能力開発協会（以下「職能協会」という。）が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ令和3年11月26日（金）に職能協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日 検定職種ごとに、次のとおり行う。

検 定 職 種	期 日
○ 1級及び2級 鍛造、機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験 ○ 3級 電気機器組立て及び配管	令和4年1月23日（日）

<p>○特級 全職種                  ○1級及び2級 金型製作、工場板金、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、石材施工、パン製造、防水施工及び機械・プラント製図                  ○3級 冷凍空調和機器施工、和裁、家具製作及び機械・プラント製図                  ○単一等級 バルコニー施工</p>	<p>令和4年1月30日（日）</p>
<p>○1級及び2級 プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図及び塗装                  ○3級 機械加工、機械検査、プラスチック成形、建築大工、テクニカルイラストレーション及び電気製図                  ○単一等級 電子回路接続</p>	<p>令和4年2月6日（日）</p>

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

- (1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第68号）別表に定める額とする。
- (2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定するゆうちょ銀行の口座に納付すること。  
 なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。  
 また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない。

5 受検申請の手続

- (1) 提出書類
  - ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
  - イ 本人確認書類（運転免許証、保険証の写し等）
  - ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- (2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761
- (3) 受付期間 令和3年10月4日（月）から同月15日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (4) 受検申請に関する注意
  - ア 申請書及び案内書は、職能協会で作付する。  
 なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を記入し、140円分の切手を貼ったもの）を同封すること。
  - イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 合格の発表等

- (1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者の受検番号は、令和4年3月11日（金）に、群馬県ホームページに掲載する。
- (3) 技能検定合格証書等の交付 特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が交付され、2級及び3級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、特級、1

級、2級、3級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。

#### 7 その他

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

---

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項により、令和3年度（2021年度）砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

令和3年9月3日

群馬県知事 山本 一太

- 1 受験資格 制限しない。
- 2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 砂利の採取に関する法令事項
  - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 3 出題形式 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（7問の必須問題及び8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。
- 4 試験の日時 令和3年11月12日（金）午前10時から正午まで
- 5 試験の場所 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）29階292会議室
- 6 受験願書の請求
  - (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に請求すること。
  - (2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号）又は県内各土木事務所宛て請求すること。
- 7 受験手続
  - (1) 申込書類 受験願書（所定の用紙に自署で必要事項を記入した上で、受験票の裏面の葉書に63円分の切手を貼ること。）及び写真（受験願書提出前6月以内に正面から上半身を撮影した縦4センチメートル横3センチメートルのもの）
  - (2) 受験手数料 8,100円分の群馬県収入証紙又は払込書により納付すること（払込書による納付の場合は、令和3年10月12日（火）までに群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に連絡すること。）。
- 8 受験願書の提出
  - (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に提出すること。
  - (2) 受験願書の受付期間は、令和3年10月4日（月）から同月22日（金）までとする。
  - (3) 郵送する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書きし、令和3年10月22日（金）までに必着のこと。また、直接提出する場合は、土日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。
- 9 合格者の発表日等 合格者の発表は、令和3年12月1日（水）午前9時に合格者の受験番号を群馬県ホームページで公表することとし、合格者には、合格証を郵送により交付する。
- 10 その他 この試験についての問合せは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（電話027-226-3632）に行うこと。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和3年9月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請建築物等の建築予定地 群馬県甘楽郡甘楽町大字福島字大日1616-2の一部、1616-2先、1618、1618先、1620-1、1622-2の一部、1624-4の一部、1625の一部、1626の一部、1627-2の一部、1628-2の一部及び1633-2の一部
- 2 申請建築物等の建築の計画

主要用途	物品販売業を営む店舗
構造、規模及び延べ面積	鉄骨造 平屋建 1546.48㎡

- 3 申請建築物等の建築制限される理由 第一種中高層住居専用地域で制限されている用途であるため。
- 4 申請建築物等の建築予定地の用途地域の種類 第一種中高層住居専用地域
- 5 意見の聴取の日時 令和3年9月15日（水）10時30分から
- 6 意見の聴取の場所 甘楽町図書館「ら・ら・かんら」（群馬県甘楽郡甘楽町大字福島1258-2）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和3年9月3日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡千代田町大字赤岩字中申2790-26、2790-27、2872-9、2872-10、2872-11	太田市中根町624番地2 ヴィアラヴェニールI-102号室 筑比地拓
2	邑楽郡千代田町大字福島字松原653-23	館林市千代田町3番24号 燈月庵-103 須藤駿、須藤麻衣子
3	邑楽郡千代田町大字福島字松原653-13、653-14、653-21、653-24、653-25	邑楽郡千代田町大字福島653番地の14 上田正人、上田喜佐江
4	邑楽郡大泉町大字寄木戸字植松310-1	東京都西東京市東伏見三丁目6番19号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺一裕
5	邑楽郡千代田町大字上中森字八幡下1214-1	邑楽郡千代田町大字上中森1222番地の1 阿部一磨
6	佐波郡玉村町大字下新田1150-3	佐波郡玉村町大字下新田795番地1 土田淑子



---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---